

★ 中国ビジネス相談 Q & A

■ 2021 年 1 月 1 日実施の「中華人民共和国民法典」について (1)

Q: 2021 年 1 月 1 日より実施される「中華人民共和国民法典」について、教えてください。

＜政策法規＞＜民法典＞＜物権＞＜契約＞＜権利侵害責任＞＜担保＞

A: 2020 年 5 月 28 日、第 13 期全国人民代表大会（以下、全人代と略）第 3 回会議にて「中華人民共和国民法典」（以下、「民法典」と略）が可決されました。2021 年 1 月 1 日より施行されます。中国史上初の「法典」と名の付いた法律であり、「民法典」の発効に伴い、現行の婚姻法、相続法、民法通則、養子縁組法、担保法、契約法、物権法、権利侵害責任法、民法総則は廃止されます。

1. 「民法典」公布の背景

新中国成立以降、中国政府は 1954 年、1962 年、1979 年、2001 年の 4 度、民法制定作業を開始しました。しかしながら、様々な理由により、長きに渉り中国の民事法律は単独法の形式で制定、公布されてきました。

2015 年、全人代常務委員会法制工作委员会は民法編纂作業を開始しました。2017 年には第 12 期全人代第 5 回会議にて民法総則が審議、可決されました。2019 年末には、民法総則と改訂された民法典の各編の草案を統合して作成された「民法典草案」を全人代常務委員会が審議し、今回の第 13 期全人代第 3 回会議で可決されました。

「民法典」の公布は、中国の法治、特に民事の法治がこれから新たな段階に入ることを示しており、中国の民事分野における基礎的、総合的な法律であり、各種民事主体の様々な人身関係や財産関係を規範化し、社会や経済生活のあらゆる面に関連し、「社会生活の百科事典」と呼べるものです。

2. 「民法典」の主要構成及び一部概要

新たに公布された「民法典」は、全 7 編、1,260 箇条、10 万余りの文字で作成されており、現在中国で最も長く、条文が最も多い法律です。「民法典」の各編は、順に総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任、付則であり、主な構成は以下の通りです。

(1) 主要な構成

目次/サブタイトル		章	節
第一編：総則		基本規定、自然人、法人、非法人組織、民事権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、期間計算	
第二編：物権	通則	物権の設定、変更、譲渡及び消滅	不動産登記、動産の引渡し、その他の規定
		物権の保護	
	所有権	国家所有権及び集団所有権、個人所有権、所有者の建築物区分所有権、隣接関係、共有、所有権取得の特別規定	
	使用収益権	土地請負経営権、建設用地使用权、宅地使用权、居住権、地役権	
		担保物権	抵当権、質権、留置権

	占有	-
第三編：契約	通則	契約の締結、契約の効力、契約の履行、契約の保全、契約の変更及び譲渡、契約の権利・義務の終了、違約責任
	典型契約	売買契約、電力・水・ガス・熱供給契約、贈与契約、貸付契約、保証契約、賃貸契約、ファイナンスリース契約、ファクタリング契約、請負契約、建設工事契約、輸送契約、技術契約、保管契約、倉庫契約、委託契約、不動産物件サービス契約、コミッション契約、仲介契約、パートナー契約
	準契約	無合意の管理、不当利益
第四編：人格権		生命権・身体権及び健康権、氏名権及び名称権、肖像権、名誉権及び栄誉権、プライバシー権と個人情報保護
第五編：婚姻家庭	結婚	
	家族関係	夫婦関係、親子関係及びその他の近親族関係
	離婚	
	養子縁組	
第六編：相続		法定相続、遺言相続及び遺贈、遺産の処理
第七編：権利侵害責任		損害賠償、責任主体の特殊規定、製品責任、自動車交通事故責任、医療損害責任、環境汚染及び生態破壊責任、高度危険責任、飼育動物損害責任、建物及び物件損害責任

(2) ポイント

本「民法典」の編纂過程で注目されるのは、「人格権」を独立してひとつの編（第四編）にしたこと、セクハラを明確に禁止したことなどです。「民法典」の関連内容は広汎ですので、ここでは会社の経営に関連する可能性のある内容について、以下にご紹介します。

① セクハラは賠償責任を負う

近年、セクハラ問題は社会的に大きな注目を集めています。「民法典」は、既存の立法や司法の実践経験の総括を基礎として、セクハラの実定基準を規定しました。その中で特に強調されているのは、従属関係の利用、ハラスメントを受ける側の意思に反することの2点です。

第四編 人格権

第二章 生命権、身体権及び健康権

第 1010 条 他人の意思に反し、言語、文字、画像、肢体行為等の方法で他人にセクハラを行った場合、被害者は法に基づいて行為者に民事責任を負うよう請求する権利を有する。

機関、企業、学校等の単位は、合理的な予防、苦情受理、調査処分等の措置を講じて、職権や従属関係などを利用したセクハラの実施を防止、制止しなければならない。

「2021 年 1 月 1 日実施の『中華人民共和国民法典』について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）